

政務調査費調査等報告書

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 事業名  | 調査研究事業  |
| 2 | 事業内容 | 自然とふれあう農村体験公園「栗沢クライנגルデン」の施設や運営状況について調査   |
| 3 | 成果   | <p>道内初の滞在型市民農園「栗沢クライングルデン」は昨年72歳で亡くなった旧栗沢町長の山田晃睦さんが、ドイツの市民農園をモデルに造成した。</p> <p>「クライングルデン」はドイツ語で「小さな庭」コテージハワブルームながら、寝床や台所、風呂など一式が備えられていて、都市住民との農村交流・農業体験・食育等を通じて農業・農村の相互理解を深め、地域活性化の推進を図っている、これらのことが福島町においても実践出来ないか調査研究した。</p> <p>(公園整備事業の概要等は別添のとおり)</p> |

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。  
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

# 岩見沢市農村体験公園整備事業の概要

(栗沢ラインガルテン)

1 事業実施期間 平成5年度～平成10年度  
開園は平成10年5月

2 事業名

- ・ 道営中山間地域農村活性化総合整備事業
- ・ 山村振興等農林漁業特別対策事業

3 事業費及び事業内容

(単位：千円)

年 度	事 業 名	事 業 内 容	事 業 費
平成5年度	中山間	計画、設計	28,124
平成6年度	中山間	計画、設計	14,831
	単 独 小 計	用地買収	56,851 71,682
平成7年度	中山間	実施設計、造成工事	143,313
	単 独 小 計	基盤造成、補償	6,438 149,751
平成8年度	中山間	造成工事、管理棟	333,429
	単 独 小 計	ラウベ設計、用地補償	5,010 338,439
平成9年度	中山間	造成工事、管理棟	198,271
	山村振興	農産物加工機械	42,525
	山村振興	ラウベ建設13棟	75,201
	単 独 小 計	格納庫、備品、外構	27,395 343,392
平成10年度	山村振興	ラウベ建設14棟	85,853
	単 独 小 計	ラウベ外構	7,120 92,973
合 計	中山間		717,968
	山村振興		203,579
	単 独		102,814
	小 計		1,024,361

4 施設の面積 総面積 10.4ha

5 公園整備の目的

農村体験公園は交通の利便性・景観等の有利性を生かし、カントリーライフを楽しむ公園として位置づけ、都市と農村の交流の場、農業体験ができるラインガルテン、また、地域の健康づくりとレクリエーションの場として整備を図るものです。

## 6 クラインガルテン構想

平成3年に旧栗沢町山田町長が北方圏センター主催の北欧視察研修に参加し、デンマーク、オランダ、ドイツなどでクラインガルテン（ドイツ語で小さな庭）に強い印象を受け、都市と農村の交流拠点・地域活性化の起爆剤にならないか調査検討を行い、平成5年度から道営中山間地域農村活性化総合整備事業により設計・整備が進められました。

## 7 公園開設の認定等（農地法関係）

- ・滞在型、日帰り型市民農園（1.7ha） 市民農園整備促進法
- ・管理棟、駐車場（1.7ha） 農地法第5条の規定による転用許可
- ・ハーブ園、体験農園、学習田（4.1ha） 農地法第3条の規定による許可

## 8 施設

- ・滞在型市民農園 27区画（1区画300㎡・ラウベ約25㎡）年間使用料24万円
- ・日帰り型市民農園 100区画（標準区画50～34㎡）シーズン200円／1㎡
- ・体験農園（学習田、いも掘り体験等）
- ・展示ほ（ハーブ園）
- ・農村公園（イベント広場、パークゴルフ場9ホール）
- ・管理棟（管理事務所、調理実習・農産加工施設）
- ・付帯施設（自然観察の森、生ごみ処理施設）

## 9 滞在型市民農園開設当初の状況

- ・問い合わせ 312件（電話等、平成9年12月1日以降）
- ・募集区画 全27区画のうち13区画（H10開設分）  
14区画（H11開設分）
- ・申し込み 172件（172/27区画＝6.4倍の競争率）

## 10 管理体制

- 職員 1名
- 嘱託職員 1名
- 農業指導講師 1名（5～10月の土・日のみ）
- 農園管理員（業務委託） 1名

※管理棟清掃・生ごみ処理・農園作業ほか～業務委託

## 11 市民農園使用者の状況（H18年度）

### ・滞在型市民農園

年代	30	40	50	60	70	計
札幌		6	6	7	2	21
旭川					1	1
石狩			1			1
江別					1	1
岩見沢			1			1
東京			1			1
愛知				1		1
合計		6	9	8	4	27

### ・日帰り型市民農園

年代	20	30	40	50	60	70	計
札幌		2	5	14	20	4	44
北広島		2		1	2		5
江別		1	1		2	1	5
岩見沢	1	3	3	13	17	4	41
栗山					2		2
合計	1	8	9	28	43	9	98

※契約期間は1年単位、ただし、連続して10年を超えて契約することはできません。

## 12 施設等利用状況（H18年度）

区分	視察	会議	調理	工芸	農産	パーク ゴルフ	体験 農園	その他	合計
人数	440	550	577	119	414	226	168	147	2,641

- ・主な農産加工品 ミニトマト・トマトジュース 67,189 缶  
 にんじんジュース 11,043 缶 トマト煮込瓶詰 851 瓶  
 ヤーコン茶 1,100 缶 利用者 414 名 合計 80,183 製品

## 13 運営収支（H18年度）

- ・収入 9,242千円 ・支出 15,768千円

## 14 効果とねらい

栗沢ラインガルテンを核に都市住民との農村交流・農業体験・食育等を通じて農業・農村の相互理解を深め、地域活性化の推進を図る。

○岩見沢市農村体験公園条例

平成18年3月24日

条例第24号

(設置)

第1条 緑豊かな農村環境の中で、農業体験など都市と農村との交流を図ることのできる場を提供し、もって地域の活性化と農業の振興に資するため、岩見沢市農村体験公園(以下「公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 岩見沢市栗沢クラインガルテン

位置 岩見沢市栗沢町由良563番地5ほか

(施設及び用途)

第3条 公園に、次の施設を置く。

- (1) 滞在型市民農園
- (2) 日帰り型市民農園
- (3) 体験農園
- (4) 展示圃
- (5) 農村公園
- (6) 土里夢館
- (7) 公園に附帯する施設

2 前項各号の施設の用途は、次のとおりとする。

- (1) 滞在型市民農園 都市の住民等農業者以外の人々が滞在して農業を体験する施設(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第2条第2項の規定による貸付け(以下「特定農地貸付け」という。)に該当するものに限る。)
- (2) 日帰り型市民農園 都市の住民等農業者以外の人々が日帰りで農業を体験する施設(特定農地貸付けに該当するものに限る。)
- (3) 体験農園 学童等が農業を学習し、農作業を体験する施設
- (4) 展示圃 各種作物の栽培を展示する施設
- (5) 農村公園 イベント及び各種レクリエーションのための施設
- (6) 土里夢館 公園の管理運営及び農産加工等の研修を行う施設
- (7) 公園に附帯する施設 その他使用者の利便を図るための施設

(使用の許可)

第4条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を行う場合において管理上必要と認めるときは、条件を付すことができる。

3 前条第1項第1号及び第2号に掲げる施設(以下「市民農園」という。)については、市長が使用希望者を公募する。

4 前項の規定による応募は、原則として1区画とする。

#### (使用の不許可)

第5条 市長は、前条第1項に規定する施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められるとき。

(4) その他管理上不適當であるとき。

#### (使用料)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市民農園を年度の中途から使用する場合の使用料は、月割り計算とする。

2 前項の使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部を免除することができる。

(1) 市、教育委員会等が主催する事業又は会議に使用するとき。

(2) 市内の幼稚園又は保育所の行事に使用するとき。

(3) 市内の小学校又は中学校のカリキュラム又はクラブ活動等に使用するとき。

#### (使用料の納付)

第7条 市民農園の使用料の納付は、市民農園使用契約(以下「使用契約」という。)締結後、市長が指定する期日までに全納するものとする。

#### (使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市民農園の使用料については、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。

(2) 使用者がやむを得ない理由で使用できなくなったとき。

(行為の禁止)

第9条 使用者は、公園内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又はその附属設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 他の使用者又は周辺地域に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土砂を採取すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 風致風俗を乱すおそれのある広告又はこれに類するものを掲示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 許可なく営利を目的とした行為を行うこと。
- (9) 施設をその用途以外に使用すること。

2 市民農園の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市民農園において建物又は工作物を設置すること。
- (2) 市民農園において営利を目的として作物を耕作すること。
- (3) 市民農園を他の者に貸し付けること。

(原状回復の義務)

第10条 市民農園の利用者は、使用契約の期間が満了したとき、又は使用契約を解除されたときは、速やかに市民農園を原状に復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、公園の建物又は附属設備その他物件等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限)

第12条 市長は、災害その他の特別な事情により、その使用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事等でやむを得ないと認められる場合は、公園を保全し、又は使用者の危険を防止するため、区域を定めて、その使用を制限することができる。

(運営委員会)

第13条 公園を効果的に、かつ、円滑に運営するため、岩見沢市農村体験公園運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の委員は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数を市長が委嘱する。

- (1) 農業関係団体の代表 1人

- (2) 滞在型市民農園の使用者の代表 1人
  - (3) 日帰り型市民農園の使用者の代表 2人
  - (4) 地域農業者の代表 1人
  - (5) 学識経験者 2人以内
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。  
(北村及び栗沢町の編入に伴う経過措置)
- 2 平成18年3月27日前に、栗沢町農村体験公園設置条例(平成9年栗沢町条例第20号。以下「旧町の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成18年3月27日前に、旧町の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、旧町の条例の例による。

別表(第6条関係)

1 市民農園使用料

施設区分	使用基準		使用料 (年間)	使用期間	備考
滞在型市民農園	1区画	ラウベ	24万円	毎年4月1日から 翌年の3月31日 まで	ラウベ使用に係 る光熱水費及び 電話料として実 費を徴収する。
		農園		毎年4月1日から 11月30日まで	
日帰り型市民農園	1区画		1平方メートル 当たり 200円	毎年4月1日から 11月30日まで	

注

- 1 ラウベとは、滞在するための簡易宿泊施設をいう。
- 2 野菜等の種苗、肥料、薬剤及び資材は、使用者の自己負担とする。
- 3 使用料の算出に当たり、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## 2 施設使用料

施設区分	使用基準	使用料
体験農園	1区画	1,500円

施設区分		使用基準		使用料		備考
農村公園	パークゴルフ場	プレー代	小・中学生	1人	50円	1日当たり
			一般	1人	150円	
		用具代	クラブ	1本	150円	1日当たり
			ボール	1個	50円	

注 パークゴルフ場の使用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

施設区分		使用料等の種別	午前 9:00~12:30	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~22:00	1日 9:00~22:00	備考	
土里夢館	農産加工室	使用料	500円	500円	700円	1,500円	使用料、暖房料ともに1室当たり	
		暖房料	150円	150円	200円	500円		
	調理実習室	使用料	100円	100円	100円	200円	使用料は1人当たり、暖房料は1室当たり	
		暖房料	100円	100円	150円	350円		
	工芸加工室	使用料	100円	100円	100円	200円	使用料は1人当たり、暖房料は1室当たり	
		暖房料	100円	100円	150円	350円		
	会議室	使用料	1,000円	1,000円	1,500円	3,000円	使用料、暖房料ともに1室当たり	
		暖房料	300円	300円	400円	1,000円		
		シャワー室	1回 200円					1回の使用時間は15分以内

注

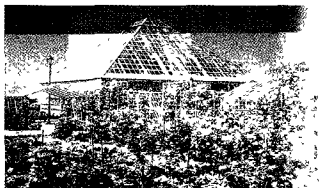
- 暖房料は、11月1日から翌年4月末日までの期間に使用した場合に徴収する。
- 会議室を使用する場合で、電力の使用料金等通常の使用以外に特に要した費用は、実費を徴収する。

3 農産加工室、調理実習室、工芸加工室及び会議室を営利目的に使用する場合の使用料は、規定料金の10割の額を加算する。

3 設備使用料

施設区分		設備	使用料			備考
			午前 9:00~12:30	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~22:00	
土里夢館	農産加工室	ジュース等製造実習設備	2,400円	2,400円	3,600円	販売用
			1,000円	1,000円	1,500円	自家用
	調理実習室	味噌製造実習設備(麹から製造する場合)	1回 1,600円			加工量15キログラムまで
			1回 2,200円			加工量30キログラムまで
		味噌製造実習設備(麹持込みの場合)	1回 800円			加工量15キログラムまで
			1回 1,400円			加工量30キログラムまで
		麹製造実習設備	1回 800円			加工量15キログラムまで
			1回 1,400円			加工量30キログラムまで
	豆腐、漬物等製造実習設備	200円	200円	300円		
	工芸加工室	ドライフラワー加工設備	1回 100円			乾燥機1台当たり

緑のまち 岩見沢市



バラ園

岩見沢市役所栗沢支所  
産業経済課

主査 堀江 則行

〒068-0111  
北海道岩見沢市栗沢町由良563番地5  
栗沢 クライミング ガルデン  
T E L (0126) 34-2150  
F A X (0126) 34-2151  
E-mail: horie-no@i-hamanasu.jp

